

マイナンバーカード代理受け取りについて

以下のやむをえない理由により、来庁が難しい場合に限り、代理受け取りができます

- ・ 成年被後見人 ・ 被保佐人及び被補助人 ・ 中学生、小学生及び未就学児 ・ 75歳以上の高齢者
- ・ 長期入院者 ・ 施設入所者 ・ 要介護・要支援認定者 ・ 障害のある者 ・ 妊婦
- ・ 長期（国内外）出張者、長期に航行する船員など ・ 海外留学している者 ・ 高校生、高専生

◎ご本人がカード受け取りをできるように予約制にて夜間窓口交付も実施しております（詳しくは南風原町ホームページ）

【 必要なもの 】

- ① 交付通知書（はがき） ② 通知カード・住基カード（お持ちの方は返納です）
- ③ 代理人の代理権を証明する書類 ④ ご本人の来庁が困難であることを証明する書類
- ⑤ 申請者ご本人の本人確認書類（別紙要確認） ⑥ 代理人の本人確認書類（別紙要確認）

①交付通知書（はがき）について

申請者ご本人が、裏面の「回答書」欄、「委任状」欄、「暗証番号」欄を記入し、必ず目隠しシールを暗証番号部分に貼付してください。記入等がない場合受付できません。

※本人が15歳未満の方または成年被後見人のマイナンバーカードを法定代理人が受け取る場合は、「委任状」欄と「暗証番号」欄の記入は不要です。

③代理人の代理権を証明する書類について

成年被後見人	登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内）
被保佐人及び被補助人	本手続きの代理権があることを代理行為目録により確認できるもの
中学生、小学生 及び未就学児	戸籍謄本（発行日から3ヶ月以内） ※同じ世帯や本籍が南風原町の場合は不要です。
上記以外の場合	申請者本人からの <u>委任状</u> が必要です。交付通知書（はがき）裏面の「回答書」欄、「委任状」欄、「暗証番号」欄を記入し、必ず目隠しシールを暗証番号部分に貼付してください。記入がない場合受付不可。

④ご本人の来庁が困難であることを証明する書類について

成年被後見人、被保佐人 及び被補助人	⑤代理権を証する書類で確認するため不要
中学生、小学生及び 未就学児	生年月日が確認できる本人確認書類
75歳以上の高齢者	生年月日が確認できる本人確認書類かつ、委任状に「外出が困難である」旨の記載のあるもの
長期入院者	入院診療計画書（顔写真付証明のある方）、入院していることがわかる領収書、入院証明書（氏名、病院名、入院期間のわかるもの）、病院長が作成する顔写真証明書
施設入所者	入所証明書（顔写真付証明のある方）、施設長が作成する顔写真証明書
要介護・要支援認定者	介護保険被保険者証、認定結果通知書、顔写真証明書
障害のある者	障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳）、診断書、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証
妊婦	母子健康手帳、妊婦健診を受診したことがわかる領収書又は受診券
長期（国内外）出張者、 長期に航行する船員など	出張命令書、辞令（仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる場合のみ）
海外留学している者	査証の写し、留学先の学生証の写し
高校生、高専生	学生証（学生証アプリも可）※スクリーンショットは不可、在学証明書（顔写真付証明のある方）

【マイナンバーカード交付時等に必要な本人確認書類一覧】

カードの受け取りの際は、以下の書類からご用意ください。

⑤申請者本人の本人確認書類

⑥代理人の本人確認書類

- ・ A 書類 2 点
- ・ A 書類 1 点 + B 書類 1 点
- ・ B 書類 3 点（うち顔写真付きが 1 点以上）

- ・ A 書類 2 点
- ・ A 書類 1 点 + B 書類 1 点

- 「氏名と生年月日」又は「氏名と住所」の記載がないものに関しては本人確認書類としてみなしません。
- 本人確認書類は、原本のみの受付です。（コピーは本人確認書類としてみなさない）
- 本人確認書類は、有効期限が切れてないものに限りです。

A 書類（顔写真付きのもの）

- ・ マイナンバーカード(再交付手続きの場合は確認後回収)
- ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のものに限る） ・ パスポート
- ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳(愛の手帳)
- ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ 一時庇護許可書又は仮滞在許可書

B 書類

（「氏名と生年月日」又は「氏名と住所」の記載があるものに限る）

- ・ 資格確認書 ・ 介護保険被保険者証 ・ 医療受給者証(こども医療等) ・ 年金手帳、証書
- ・ 生活保護受給者証(※1) ・ 母子手帳（中学3年生3月31日まで）
- ・ 児童扶養手当証書 ・ 社員証 ・ 学生証(学生証アプリも可)※3 在学証明(顔写真付き証明のある方)
- ・ 病院の診察券（印字されたものに限る） ・ 障害福祉サービス受給者証
- ・ A書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類 ・ 個人番号カード顔写真証明書(※2)
- ・ 以下の書類

海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、
運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、
認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、
船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証

※1 発行日から3ヶ月以内のもの

※2 個人番号カード顔写真証明書は、17歳以下、長期入院者、施設入所者、要介護・要支援認定者の者に限りです。証明書を作成するのは、未成年者の親権者、病院や施設の長、指定居宅介護支援事業者の長が証明書を作成してください。

※3 スクリーンショットは不可